

## 第3章 基本理念及び目標

### 1 基本理念

昭和23年（1948年）の国連総会で採択された世界人権宣言には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれています。

基本的人権に係るこの理念は、人類普遍の原理であり、我が国憲法にも基本的人権の尊重という基本理念が貫かれています。すべての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることは、平和で民主的かつ幸福な社会をつくる礎です。

しかしながら、人権に関しては、今なお、様々な問題が提起されています。

人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会をつくるためには、県民一人ひとりの不断の努力はもとより、行政、学校、家庭、地域社会、民間団体、企業、ボランティア・NPO等あらゆる関係機関・団体が一体となり、緊密な連携の下に、人権教育・啓発施策の推進に積極的に取り組むことが不可欠です。

また、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにもかかわらず、すべての人が生活しやすい環境づくりを目指すユニバーサル・デザインの考え方は、人権の尊重に立った理念であり、この理念を踏まえながら取り組むことも重要です。

今後は、こうした基本認識の下に、人権教育・啓発施策の総合的かつ効果的な推進を図り、もって「相互の人権が尊重され、人権という普遍的文化（人権文化）が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現」に努めます。

### 2 目標

#### ● 共生の心が根づく鹿児島

私たちの社会では、とかく様々な不合理な物差しで「違い」をつくることで、同和問題や高齢者、子どもに関する人権問題などが生じており、その根絶に向けた取組が必要です。

このため、一人ひとりの人権が尊重され、誰もがその能力や適性、経験などを生かして、生涯にわたり、あらゆる人とともに生き生きと暮らせる「共生の心が根づく鹿児島」を目指します。

#### ● 人権文化の息づく鹿児島

私たちの社会では、人権についての知識は豊かになっていますが、人権尊重の精神を日々の暮らしの中に十分浸透させていくことも必要です。

このため、人権尊重の精神が一人ひとりの日常生活のあらゆる場面であふれるような「人権文化の息づく鹿児島」を目指します。